審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		那覇市ノ	那覇市パレット市民劇場の特別の設備等の許可								
根拠沿	去令及び条項	頁 那覇市/	那覇市パレット市民劇場条例第13条								
	□有(第3条第1項に該当する場合を含む。)										
	■無(根拠:第3条第2項第2号に該当)										
	公表 □する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)										
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)										
審本											
審査基準											
丰											
	-t-la >///-						2011-				
審査基準 設定年月日		年	月	日	, .	査基変更年		年	月	日	
		□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)									
標準処理期間		期間()		
		■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)									
標準処理期間設定年月日		年	月	日	年	月	田	年	月	日	
放化平月日											
所管部署		市民文化部 文化振興課									
備考											

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。